

「デジタル庁保有個人情報監査実施要領」の改定について

〔 令和4年3月30日 〕
〔 デジタル監決定 〕

「デジタル庁保有個人情報監査実施要領」を別紙のとおり改定する。

別紙

デジタル庁保有個人情報監査実施要領

〔令和3年9月1日デジタル監決定〕
〔令和4年3月30日デジタル監決定〕

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）を適切に運用するため、下記要領に基づき、保有個人情報等に係る庁内監査を実施する。

記

1. 目的

デジタル庁における保有個人情報等の管理状況について、デジタル庁の保有する個人情報管理規程（令和3年デジタル庁訓令第30号。以下「管理規程」という。）第43条の規定に基づき監査し、その改善を図ることにより、個人情報保護法及び番号法並びに管理規程に基づく適切な個人情報の管理に資することを目的とする。

2. 監査対象

- (1) 個人情報保護法第75条の規定により個人情報ファイル簿への掲載が義務付けられている個人情報ファイル（個人番号をその内容に含むものを含む。以下同じ。）
- (2) 上記以外の個人情報ファイル

3. 監査方法

- (1) 管理規程第9条に規定する監査責任者が、監査対象個人情報ファイルを保有している担当に対して、ヒアリング形式その他の適当な方法により実地監査を行う。実地監査においては、以下の点について特に留意する。
 - ① 保有個人情報等（紙媒体及び電子媒体）の取扱状況を検証する。
 - ② 個人情報保護法及び番号法並びに管理規程の順守状況を確認する。
- (2) 監査責任者は、実地監査を行ったときは、その実地監査の結果を取りまとめ、管理規程第43条に規定する総括個人情報管理者に報告する。
- (3) 実地監査は、少なくとも年1回は行うものとする。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日デジタル監決定）
この要領は、令和4年4月1日から施行する。